

# 後期高齢者医療制度に ご加入の皆さまへ

## 平成28・29年度の保険料率が決まりました

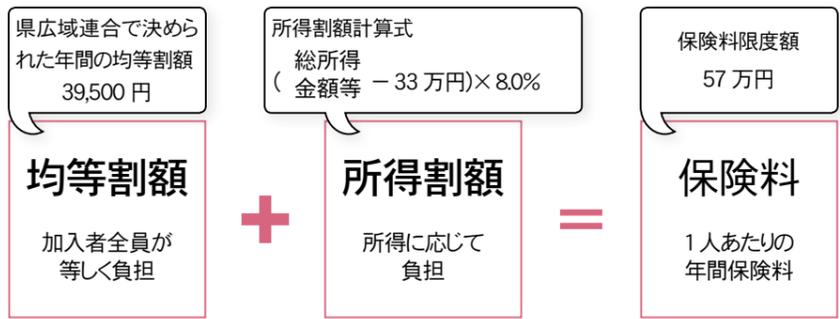
**保** 険料率は、2年に一度見直しされま  
す。医療給付費は、今後も増加傾  
向が見込まれますが、平成28・29年度の  
保険料率は、平成26・27年度から据え置  
きとなりました。

### 保険料額の算出方法

後期高齢者医療制度の保険料は、介護  
保険と同様に個人ごとに算定し、加入者  
全員が等しく負担する「均等割額」と、加  
入者の所得に応じて負担する「所得割額」  
との合計になります。



### 【保険料額の計算方法】



③総所得金額等とは、前年中の「公的年金収入-公的年金等控除」「給与収入-給与所得控除」などの合計額で、各種所得控除前の金額です。遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

### 保険料の軽減措置

- 1 均等割額の軽減措置**  
「同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計」が基準額を超えない場合、保険料の均等割が軽減されます。  
※下表を参照ください。
- 2 所得割額の軽減措置**  
保険料の所得割額を負担している方で、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の場合、所得割額が5割軽減されます。
- 3 その他の軽減**  
後期高齢者医療制度加入前日に、社会保険や共済保険などの被扶養者であった方は、所得割額の負担はなく、均等割額が9割軽減されます。

世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等が次の場合	均等割額軽減割合
33万円を超えないで、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯(※その他各種所得がない場合)	9割軽減
33万円を超えない世帯	8.5割軽減
33万円+「26.5万円(※平成27年度は26万円)×世帯の被保険者数」以下の世帯	5割軽減
33万円+「48万円(※平成27年度は47万円)×世帯の被保険者数」以下の世帯	2割軽減

※平成28年度分保険料から5割および2割軽減に係る世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額の基準額が引き上げられました。



## より一層、日ごろからの備えと心構えを

### 「地域防災計画」を見直しました

市では、市民の生命と財産を災害から守るために、災害対策基本法に基づき「地域防災計画」を定めています。このたび、風水害対策を中心に関係法令の改正などに対応した改定を行いましたので、概要をお知らせします。



図 防災安全室(千代田庁舎)

### ◎がけ崩れなどの警戒区域の追加

県知事から急傾斜地崩壊危険箇所と土石流危険箇所が追加指定(平成27年5月されたこと)に対応しました。

### ◎警報・注意報発表基準の変更への対応

気象庁の警報・注意報の発表のための雨量の基準が変更されたことに対応しました。

### ◎水防計画の変更

危険水位などの設定方法の改定により、避難を呼びかける「避難判断水位」の見直しに対応しました。

### ◎災害弱者(避難行動要支援者)への対応の見直し

自分で避難することが困難な方の情報をあらかじめ把握し、名簿を作成しておくにしました。

※地域防災計画の全編は、市ホームページにて公表しています。



## 公共施設の使用料の見直しについて 減免制度などを再検討していきます

市では、公共施設を利用される皆さんに負担いただいている「使用料」について、負担に見合ったサービスの提供と公平性・公正性を確保するため、見直しの実施を予定しています。

この見直しの実施時期は、当初は本年4月に予定していましたが、本誌の平成27年12月号でお知らせしたように、市民の皆さんや施設利用者を対象とした説明会におけるご意見などを踏まえ、見直しの内容や実施時期について再調整の作業を行っています。

再調整のポイントの一例としては、料金体系などを是正しつつ、特に「使用料の免除や減額の制度」について、現在の利用者

負担の実態を考慮するとともに、市民の皆さんの自主的な活動の支援といった観点からも「公共施設を利用しやすい制度」となるよう検討を進めています。

また、実施時期については、平成29年4月に改正される消費税との関連も考慮し、スケジュールを調整しています。  
再調整案の具体的な内容は、引き続き検討状況に応じ本誌などでお知らせするとともに、説明会を計画するなど、より多くの皆さんのご理解をいただきながら進めていきます。

図 検査管財課(千代田庁舎)



### 霞ヶ浦地区小学校の統合による避難所の変更はありません

今月末をもって霞ヶ浦地区小学校が統合となりますが、地域防災計画では、これまでの小学校施設についても、従来どおし指定避難所として位置付けています。